

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和4年9月21日（水）午後1時30分
閉 会 日	令和4年9月21日（水）午後3時25分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 伊藤真規子 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 大島令子 ささせ順子 なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	くらし文化部長 門前 健 次長（たつせがある、生涯学習担当） 磯村和慶 生涯学習課長 粕谷庸介 課長補佐（文化財担当） 平岡優一 文化財係長 加藤直貴 <div style="text-align: right;">計5人</div>
職務のため出席した者の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 横地賢一 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

所管事務調査

古民家移築について

生涯学習課長 令和4年度一般会計予算に対する附帯決議として付された3つの意見に対する市の対応方針について説明する。

「①善意の第三者である古民家寄附者の意思を損なわないようにするため、早急に撤去、保管し、整地すること」に対して、寄附者への対応については、令和4年度に古民家解体設計及び移築設計を終えて、令和5年度に建物を解体撤去する。そして整地して、速やかに所有者に引き渡しを行う予定である。移築工事については、解体し、再利用できる部材は、古戦場公園の西側ゾーンに一時保管をして、令和6年度の早い時期から、移築工事に着手していきたい。

「②古民家移設場所は、古戦場公園一帯に限定せず、ジブリの世界観とその風景を考えるとというならば、東山地区も視野に入れて検討すること」に対して、仮に移築場所を東山地区と決めた場合、用地購入、造成工事、インフラ整備等の費用が必要となってくる。場所によっては、建築基準法に適合した道路整備のほか、イノシシなどの鳥獣害対策が必要となるため、事業費の増加が見込まれる。また、文化財に値するこの古民家を人里離れた場所で適切に管理運営することは困難であると考えている。例えば、用地費、造成工事費、インフラ整備費等の概算金額としては、約7,800万円を見込んでいる。したがって、移築場所は古戦場公園とする。古戦場公園とすることで、来館者にとっても気軽に立ち寄ることができる場所になると考えられることや、学習教材として子ども達に見学してもらおう機会を増やしたいという思いがある。古民家を含めた西側ゾーンに多くの樹木を植えていくことで、自然との共生と、どこか懐かしさを感じさせるジブリのような世界観を再現したいと考えている。新たに植樹する分と、史跡地のバックにある樹木を背景として、自然に溶け込ませる形での配置を現在計画している。施設活用の考え方として、古戦場公園を小牧・長久手の戦い、長久手の歴史民俗に関する学びの場として整備をしていきたい。古戦場公園は、西と東のゾーンに分けて、長久手の歴史を学ぶことができる公園としていきたい。西側ゾーンについては、平成3年度に博物館用地として、公有地化をしているので、目的に沿った活用を進めていく必要があると考えている。歴史民俗資料の展示、長久手の伝統的なくらしを体験することができる歴史民

俗資料館を整備して、古民家はその附帯施設とする。東側ゾーンについては、国指定史跡長久手古戦場に関する解説、展示及び案内機能を持ったガイダンス施設を整備する。こちらのガイダンス施設は、内容を小牧・長久手の戦いに特化して、映像コンテンツも活用した解説展示、体験ができる施設として位置付けたいと考えている。あわせて、市内の史跡地を巡る拠点としての役割も持たせていきたい。

「③市民及び議会に対して、再度古民家の移築場所も含む活用の在り方を説明すること」に対しては、この古民家は、現代工法にはない不便な住宅ではあるものの、手直しすることで、使い続けられるところに文化財の価値を見出すことができると考えられる。農業がくらしの中心であった昔の生活を知らない市民に対して、農機具や家財道具を活用した展示のほか、わらじづくりなどの体験をすることで、郷土への愛着や誇りを育んだり、あまりエネルギーを使わずに、ごみも出さなかった昔の生活を学習したりする施設としていきたい。長久手の歴史民俗を一体的に学習することができるように施設配置を見直し、西側ゾーンに分散して整備する予定だった納屋、収蔵庫及び体験施設の展示機能を1つに集約し、歴史民俗資料館として整備していきたいと考えている。この古民家は、歴史民俗資料館の附帯設備に位置付け、移築にあたり、できる限り市民参加型の工法で建築を進めていきたい。その際には、専門家の指示、指導にしたがって、文化財としての価値を保ちつつ、市民が参画する機会を設けたいと考えている。

続いて、古民家に係るこれまでの経過を説明する。

昭和61年度には、昭和61年4月1日発刊の長久手町史に、当該古民家は、「明治24年の濃尾地震後に瀬戸の品野村にあった家を移築したものといい、移築前の建立年代は、その形式からみて、18世紀中期まで遡るとされ、本町では最も古い民家である。」また、「構造は、鳥居建てといわれるもので、建物の身舎の前後を柱で支える古い形式」であることを明記した。

平成25年度には、古民家の建立年代を明らかにするため、所有者への聞き取り調査、資料調査を行った。鳥居建て古民家調査結果で、当該古民家は、江戸時代後期から末期にかけて建てられた「鳥居建て」形式の建物であり、建築学及び民俗学的にも貴重な遺産であり、歴史的な文化遺産として、大切に保存していく必要があるとの結論に至った。なお、この調査には21万円を支出している。

平成26年度には、古戦場公園再整備基本構想を策定した。この構想は、市民ワークショップで出た意見を参考にして、西側ゾーンに歴史を感じさせる素材や工法を用いた建築物を整備する基本方針を立てた。ここで示した古民家は、今回移築をする予定の古民家ではない。

平成28年度には、古民家の保存修理及び移築に向けて、古民家移設調査を行い、実測調査及び現況平面図を作成し、159万3,000円を支出

した。また、同年に古戦場公園再整備基本計画を策定した。この計画には、尾張地区を中心に分布している鳥居建て構造の古民家を移築して、歴史民俗展示及び体験学習施設として西側ゾーンで利用すると明記した。この段階で、岩作石田地内の古民家を古戦場公園に移築する方針が固まってきた。

平成 29 年度には、古民家を古戦場公園へ移築するには、高額な費用がかかることを理由に移築を断念し、岩作石田地内の現地で保存する方針に変更した。この段階で、現地保存とする方針に変更した。

平成 30 年度には、所有者からの無償寄附を受け、古民家所有権移転に関する登記を行い、市に所有権が移転した。平成 31 年 3 月 13 日に文化庁調査官に古民家を実査していただき、国登録有形文化財の登録の見込みがあるとの言及があった。第 6 次長久手市総合計画（ながくて未来図）を策定し、「市内に現存する古民家を保存し、地域の暮らしを後世に伝え、市民が交流する場として活用する。」ことを明記した。

令和元年度には、歴史的な文化遺産としての価値を保存するため、損傷が激しい屋根、雨どい及び和室の床の劣化が進まないよう、緊急的な補修工事を実施し、919 万 4,040 円を支出した。令和元年 9 月 11 日に、総務くらし建設委員会から市に対して、「古民家は現在地での保存活用を進めるのではなく、デジタルアーカイブによる記録保存とし、その記録の公開、古戦場公園で使用できる一部の部材を再利用すること。」という要望書が提出された。古民家を国登録有形文化財として復元するための工事は、市の財政負担が相当額必要となるため、国登録有形文化財の申請を断念することとし、歴史的な文化遺産としての価値を損なわないように整備する方針とした。市議会からの要望書を受け、記録を残した上で、再利用可能な一部の部材を活用して、古戦場公園に移築することとした。この段階で、保存活用場所が岩作石田地内から古戦場公園の西側ゾーンに移ることとなった。古民家の破損状況及び痕跡を調査し、破損状況図及び痕跡調査図を作成するため、文化財古民家詳細調査を実施し、258 万 5,000 円を支出した。

令和 2 年度には、文化財保護審議会で古民家の整備方法を議題にした際に、「現在の古民家を参考にして古民家風に整備するなら、古民家の部材をできる限り活用すべきである。古民家の鳥居建て構造及びその接続部の部材だけを使って、残りは新材で整備するということは乱暴である。」と建築学の専門家から厳しい意見が出た。古民家の移築事例では、一部の部材だけを活用して移築することはあまり類を見ないとの意見も出た。この文化財保護審議会での指摘を受けて、移築方法について再利用可能な部材を一部使うだけでなく、できる限り活用した移築方法を再検討すると市議会の一般質問で答弁した。

令和 3 年度には、令和 4 年 3 月 1 日の予算決算委員会総務くらし建設分科会で、古民家については、市民の力を生かした整備手法により、コ

スト縮減を図るとともに、再利用可能な部材をできる限り活用し、古戦場公園に移築すると説明した。令和4年度一般会計予算のうち、歴史民俗体験施設整備事業委託料についての附帯決議が付された。

令和4年度には、7月4日の市議会全員打合せ会で、附帯決議に対する市の方針を全議員に対して説明した。この古民家に要した経費は、これまでに1,386万9,736円である。

大島委員 委託費だけでも既に1,300万円以上、加えて生涯学習課職員の人件費なども発生している。寄附を受けた古民家が建っている無償借地を早く所有者に返す必要があると考えたため、令和4年度当初予算に附帯決議を付した。古民家は解体して使える部材のみを活用して古戦場公園の西側ゾーンに仮置きしていくものだと認識しているが、間違っているか。

生涯学習課長 平成29年3月に策定した「古戦場公園再整備基本計画」において、古民家を移築して、そこで長久手の歴史民俗体験・展示の役割を担っていくと示している。計画に基づいて寄附を受けた岩作石田地区の古民家の部材をできる限り活用していきたいと考えている。

大島委員 寄附する条件が古民家として活用することだったと思うが、部材だけを活用することは条件に反しないか。

課長補佐 どここの部材を使用するかなどの細かい条件は付いていない。

大島委員 寄附者は部材だけを活用してほしいとは思っていない。部材として活用することを決めたのは市ではないのか。

生涯学習課長 寄附者の思いとしては、家屋をそのまま残してほしいと寄附してくれたと認識している。寄附を受けた後に調査したところ、雨漏りなどの痛みもあることがわかった。令和元年度には約1,000万円かけて補修し、古戦場公園の西側ゾーンに移築しようとしていた。

ささせ委員 時間をかけてでも丁寧に市民に説明し、意見を聞き最善の方法を模索しながら事業を進めていると認識している。今後も市民の意見を聞くような機会を設ける予定はあるのか。

課長補佐 市民に愛着を持っていただけるような取り組みを引き続き行っていきたいと考えている。

なかじま委員 古民家の活用方法について、「昔の生活を学習したりする施設とする。」とあるが、決定事項なのか。

課長補佐 古民家は、昔ながらの生活が学習できる施設にしていきたい。ただ、ワークショップでよりよい活用方法が出てくるかもしれないので、よいアイデアが出てれば、取り入れていきたい。

生涯学習課長 専門家の指導を受けながら、文化財としての価値も残していきたいと考えている。例えば、飲食店のように内装をがらりと変えてしまうと、昔の価値のある建物から外れてしまうと考える。

なかじま委員 以前、織田信長の側室の墓があった久昌寺が解体されてしまった。この古民家よりも、よほど古い建物だと思うが、その寺も文化財的価値が認められなかったために壊されてしまったと感じている。市として、こ

の古民家に価値があると主張するのはよいが、第三者からみても文化財的な価値があると認識できる必要があると考える。鳥居建て構造の古民家は、県内にも他に立派なものが残っている。国指定文化財としての補助金が入らないものに対して、あえて市のお金を投入して残すほどの文化財的価値が見い出せるのか。

課長補佐 文化財の活用を促進するような文化財保護法の改正があった。

石じま委員 法改正された背景は把握しているか。

課長補佐 文化財を多くの方に愛着を持っていただくためには、まず活用することが必要であることと、インバウンドによる観光客の集客アイテムの一つにもなり得るといふ状況もあり改正されたと記憶している。

山田(か)委員 ワークショップで市民が何を求めているのか。

課長補佐 これまで古戦場公園再整備事業のワークショップを何回か開催してきた。その中で東側ゾーンにおいては、戦国時代に絡めて、紙芝居、軍配づくり、史跡めぐりガイドなどをしたらどうかとの意見をいただいた。西側ゾーンに移築する予定の古民家についても、令和3年度から、まず「古民家とは」というところから説明をし始めたところである。東側ゾーンと同じように西側ゾーンにつくる古民家で何をしたらよいか、市民から提案を聞きながら考えていきたいと考えている。

大島委員 古戦場公園の東側ゾーンには昔「喫茶はなはな」があった。この喫茶店は、とても賑わっていたこともあり、これまで多くの議員が西側ゾーンに飲食店は必要だと主張していたと思う。しかし、用途地域の制限があり、できないとの回答だった。市が建築できるものを事前に示してからワークショップを行わなかったため、せっかく議論しても作れないという結果になり、だんだん参加しなくなる人もいたと感じている。その流れもあって、市と同じ方向を向いた人しか参加しないようなワークショップを実施して、市民から意見を聞いたという既成事実を作るようなやり方が今の市政になってから多くなっている。過去に、長湫北保育園のワークショップに参加した時に、市側からは、長湫中部1号緑地に早く移転したいという思いが強かったと感じた。できる、できないの条件をしっかりと事前に示した上でワークショップを行い、それでも市民から「これは税金の無駄使いだ」という意見が出た時には、事業を断念するぐらいの覚悟を持って取り組んでもらわないと収拾がつかなくなる。この古民家が第二のリニモテラスになったら悲惨である。どのように考えているか。

くらし文化部長

まず、リニモテラス公益施設については、先の一般質問で貸部屋の利用状況が芳しくないという指摘もあった。しかし、訪れてもらえれば公益施設の交流ストリートや隣接する長久手中央2号公園では毎週のようにイベントを実施しており、活気があると感じてもらえる。確かに貸部屋の利用状況は伸ばしていく努力をする必要があると認識している

が、その部分だけを切り取って評価してほしくない。リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園については、交流がメインの場所として、これからも取り組んでいきたいと考える。また、大島委員から例示のあった長湫北保育園の移転新築の際には、私が子育て支援課に異動した時点で、当時は建物の老朽化と待機児童の解消が喫緊の課題となっており、スピード感を持って対応する必要がある。その中で長湫中部1号緑地にある普通財産に保育園を移転すると市の方針を決めた。周辺の住民から意見を聞き、説明会や意見交換会、座談会を開いた結果、理解も得られて、今ではすっかり定着したと感じている。この古民家についても、今回資料として提示した古民家の経過の年表では昭和61年度が最も古くなっているが、明治時代に長久手へ移築されてからも、実際に使用され、住民の歴史がしみこんでいる。また、古戦場公園という場所は、約40年前には博物館構想があったと記憶している。その古民家を歴史の舞台となる古戦場公園に移築することで、古戦場公園内では、小牧・長久手の合戦のガイダンスをする一方で、長久手の昔の生活をしっかりとPRすることもできる。長久手に根付いたアイデンティティをしっかりと残しながら、博物館構想に基づいた民俗資料館としての展示、説明などができるガイダンス施設として整える。そこで実際に肌で触れて体験していただくためには、市としてこの古民家を残していく必要があると考えている。細かい点でみると二転三転しているかもしれないが、第6次総合計画では「古民家を残す」と位置付けており、古民家を残し、活用していくという点では、ぶれていない。また、なかじま委員から発言のあった江南市の久昌寺については、檀家が10軒ぐらいしかなく、住職も約60年居ない状態が続いていたことから、残していくことが難しく、市に土地を無償譲渡することとなったと報道で知った。その報道では、市の文化財保護審議会からも貴重な建物だから残さないかという趣旨の意見もあったとのことだが、結果的に市として公園は残すが、建物は残さない結論付けたとのことである。こうしてみると、自治体ごとに文化財に対する想いはさまざまであると感じている。今日の委員会で説明したことを来月実施される文化財保護審議会において改めて補足説明し、意見をいただいて市としての方向性を決め、これから着実に前に進めていきたいと考えている。

委員長 この際、暫時休憩。

＜午後2時41分休憩＞

＜午後2時55分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

大島委員 西側ゾーンと東側ゾーンで建てられるものと建てられないもののはどのようなか。

課長補佐 古戦場公園全体が第一種低層住居専用地域となっている。博物館などの用途では建築可能であるが、店舗などは建築することができない制限がある。用途地域の制限の範囲内で今後検討していくことになる。

野村委員 どこまで話し合いの余地があるのかわからない。スタートラインはどこか。

生涯学習課長 平成 25 年に古民家の調査を行った。その際、岩作石田にある古民家には貴重な鳥居建て構造が残っており、これを後世に残していく必要があると判断をしたのがスタートラインであると考えている。

野村委員 どこまで活用できる余地があるのか。

くらし文化部長

約 40 年前に博物館構想があり、古戦場公園の西側ゾーンに博物館の建設を想定して、用地を購入した経緯がある。昭和 63 年度の長久手町史編さん時の調査、そして平成 25 年の調査で、この古民家に文化財的価値があることが判明していることから、古民家を保存することとした。古戦場公園再整備基本構想や市の最上位計画である第 6 次総合計画にも位置付けてきた。保存活用する場所については、二転三転したかもしれないが、当初策定した計画どおり西側ゾーンに移築することを、令和 4 年 7 月 4 日の市議会全員打合せ会において全議員に対しても説明した。保存については、文化財保護審議会などに諮りながら進めていくことになる。活用については、ワークショップに参加される方を中心に考えていく。例えば、昔ながらの生活体験ができる場としたり、なかじま委員から先ほど提案を受けたとおり、観光的な観点から活用できる部分もあるかもしれないので、市民にアイデアを出していただきたい。

野村委員 西側ゾーンに移築すること自体は決まっていて、保存方法と活用方法を市民がワークショップで話し合い、その結果を受けて市が決めていくのか。

くらし文化部長

専門的なことは文化財保護審議会を中心に意見を聞きながら決めていく。活用方法はワークショップを中心に市民のアイデアをいただき、西側ゾーンに移築する方向性で進めていきたい。

伊藤(祐)委員 過去の経過もあり、所有者に対して市が依頼して、古民家の寄附を受けることとなった。その後、市は無償借地として現在地でそのまま古民家を活用する方針を示したが、それは寄附者に失礼だという意見が議会から出た。また、建物の寄附を受けても、現在地で保存活用するとなると駐車場がないことも懸念材料とされていた。そのため令和元年に、議会から古民家は現在地での保存活用を進めるのではなく、デジタルアーカイブによる記録保存とし、その記録の公開、古戦場公園再整備案での部材の一部を再利用した資料館の建築などの再検討を進めるべきではないかと要望書を市長に出した。令和 4 年度一般会計予算の附帯決議では、これ以上、善意の第三者の意思を損なわないよう、現在地から撤去、

保管、整地したほうがよいと議会の意見を付した。そうした提案も踏まえて市は、今回、附帯決議に対する考え方を示してきたのだと思う。私は慌てて進める必要はないと考えている。ワークショップだけではなく、さまざまな方法を含め、もう一度市民から意見を聞いたら、あの場所にこだわらなくてもよいとなるかもしれない。中には、警固祭りの馬宿として使っている西側ゾーンに古民家を移築してもらった方が、市のもう一つの文化財である警固祭りを残していくためによりと感じている人もいると思う。もう一度、時間をかけて進めていただけないか。

くらし文化部長

文化財のことについては、文化財保護審議会に意見を聞きながら、市の方針を決めていく予定である。古民家の活用方法についても、引き続きワークショップで意見を聞いていく。また、経過もホームページやニュースレターなどを発行して周知する。慌てて進める必要はないのかというご指摘もあったが、行政の人間として、スピード感を持って着実に前へ進めていきたいと考えている。

議長

そもそも、あの古民家は文化財なのか。

くらし文化部長

指定文化財については定義があり、この古民家については、登録手続きはしないと決めた。ただ、鳥居建て構造はこの地区特有のものであり、貴重であることから、文化財であることに間違いはない。

大島委員

市民にしっかりと説明して議会も納得できるように進めてほしいが、どう考えているか。

くらし文化部長

今後もワークショップを中心に市民から意見を聞き、市議会にも報告し、文化財保護審議会でも専門的見地での意見も聞きながら進めていきたい。

委員長

質疑がないようなので古民家移築についての所管事務調査を終了する。

委員長

閉会宣言

午後3時25分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和4年9月21日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう